

ノングルテン米粉の製造工程管理の取扱業者 **認証手数料**

(1) JAS のみの申請

(1)-① 事業者が JFS-B 以上の FSMS 認証取得業者、ノングルテン米粉製品認証取得済み業者

	区分	金額	
		(税別)	(税込)
1	認証申請料	100,000 円/件	110,000 円/件
2	審査費用	265,000 円/件+旅費実費	291,500 円/件+旅費実費
3	判定費用	80,000 円/件	88,000 円/件
合計		445,000 円/件+旅費実費	489,500 円/件+旅費実費

(1)-② 事業者が FSMS 認証未取得業者

	区分	金額	
		(税別)	(税込)
1	認証申請料	100,000 円/件	110,000 円/件
2	審査費用	427,000 円/件+旅費実費	469,700 円/件+旅費実費
3	判定費用	80,000 円/件	88,000 円/件
合計		607,000 円/件+旅費実費	667,700 円/件+旅費実費

(2)ノングルテン米粉認証(民間スキーム)との同時申請(のうち、当会に関わる手数料)

(2)-① 事業者が JFS-B 以上の FSMS 認証取得業者

	区分	金額	
		(税別)	(税込)
1	認証申請料	100,000 円/件	110,000 円/件
2	審査費用※	280,000 円/件+旅費実費	308,000 円/件+旅費実費
3	判定費用	80,000 円/件	88,000 円/件
合計		460,000 円/件+旅費実費	506,000 円/件+旅費実費

(2)-② 事業者が FSMS 認証未取得業者

	区分	金額	
		(税別)	(税込)
1	認証申請料	100,000 円/件	110,000 円/件
2	審査費用※	454,000 円/件+旅費実費	499,400 円/件+旅費実費
3	判定費用	80,000 円/件	88,000 円/件
合計		634,000 円/件+旅費実費	697,400 円/件+旅費実費

(注) (2)の審査料(表の※部分)は、民間スキームとの共同費用。

ノングルテン米粉の製造工程管理の取扱業者 **調査手数料**

(1) JAS のみの調査

(1)-① 事業者が JFS-B 以上の FSMS 認証取得業者、ノングルテン米粉製品認証取得済み業者

	区分	金額	
		(税別)	(税込)
1	調査申請料	100,000 円/件	110,000 円/件
2	審査費用	170,000 円/件+旅費実費	187,000 円/件+旅費実費
3	判定費用	40,000 円/件	44,000 円/件
合計		310,000 円/件+旅費実費	341,000 円/件+旅費実費

(1)-② 事業者が FSMS 認証未取得業者

	区分	金額	
		(税別)	(税込)
1	調査申請料	100,000 円/件	110,000 円/件
2	審査費用	282,000 円/件+旅費実費	310,200 円/件+旅費実費
3	判定費用	40,000 円/件	44,000 円/件
合計		422,000 円/件+旅費実費	464,200 円/件+旅費実費

(2) ノングルテン米粉認証(民間スキーム)との同時調査(のうち、当会に関わる手数料)

(2)-① 事業者が JFS-B 以上の FSMS 認証取得業者

	区分	金額	
		(税別)	(税込)
1	調査申請料	100,000 円/件	110,000 円/件
2	審査費用※	180,000 円/件+旅費実費	198,000 円/件+旅費実費
3	判定費用	40,000 円/件	44,000 円/件
合計		320,000 円/件+旅費実費	352,000 円/件+旅費実費

(2)-② 事業者が FSMS 認証未取得業者

	区分	金額	
		(税別)	(税込)
1	調査申請料	100,000 円/件	110,000 円/件
2	審査費用※	328,000 円/件+旅費実費	360,800 円/件+旅費実費
3	判定費用	40,000 円/件	44,000 円/件
合計		468,000 円/件+旅費実費	514,800 円/件+旅費実費

(注) (2)の審査料(表の※部分)は、民間スキームとの共同費用。

## ハングルテン米粉の製造工程管理の取扱業者 臨時調査手数料

(注:料金は、税込み価格)

### 1.臨時調査・再検査手数料

	区分	金額(税込み)
1	再検査手配費用	15,400 円/1 件
2	書類審査費用	9,900 円/1 件
3	実地検査費用	標準調査費用を 247,500 円/1 件 交通費別 (注記) 調査の範囲により、委託審査機関により工数試算を行い、別途金額設定を行うことがある。
4	事務職員同行費用	特別な理由により、当会事務職員の同行が必要と判断される場合について、1 名分の旅費交通費実費
5	判定業務費用	33,000 円/1 件

注)特別な理由の事例としては以下のものとするが、これ以外のケースもありうる。

・農林水産省または農林水産消費安全技術センターから、当会に対し不適合についての調査の指示をうけ、当会がその報告をする必要が生じた場合

・上記料金は、認証事項が変更になった場合で、現地訪問による評価が必要な場合に適用される。  
(例:ラインの大規模な増設等)

・認証事項が変更になった場合で、現地訪問による評価が不要なものには適用されない(例:責任者の交代による経歴要件の確認等)

### 2. 無料で行う調査

調査漏れ等、当会の責により発生する臨時調査、再検査、その他前項に該当しないと代表理事が判断する訪問調査の場合は、手数料は当会の負担とする。

### 3. 無通告調査手数料

定期調査に該当しない、範囲限定の無通告調査の手数料は徴収せず、当会の負担とする。

無通告調査を定期調査に帰る場合は、調査手数料を徴収する。

[その他の項目費用]

A 認証書再交付料 5,500 円

B 英文認証書作成手数料 5,500 円

C 審査料の追加・補足:

旅費の算出は審査機関の旅費規程に準拠する。

宿泊(前後泊含む)については実費を請求する

公共交通機関は実費、自家車両は 30 円/kg+ETC 等(高速道路実費)とする。

[手数料加算に関する特別規定]

1. 標準処理期間を短縮する場合の特別規定

申請者からの申し出により、業務規程で定めた当会の標準処理期間を短縮して認証手続きの前倒しの依頼があった場合、事務工数の増加分として、認証申請料、事務手数料、判定料を倍額とし、かつ審査手数料を 50%加算する。

2. 海外で検査する場合の特別規定

海外における検査は検査料金に海外手当 22,000 円/日を加算する

(日本人による海外検査、外国人による外国での検査の両方に適用する)。

3. 外国生産行程管理者、外国小分け業者の使用言語に関する特別規定

(ノングルテン米粉は非該当)